

非常災害時等における児童生徒の登下校のお知らせ

みだしのことについて、原則として下記のとおり対応します。各ご家庭におかれましても、ご承知かたがたご協力の程よろしくをお願いします。

記

※ 特別警報（平成25年8月30日創設）が発表された場合は、暴風（雪）警報と同様の対応とします。

1 暴風（雪）警報発表の場合

＊ 豊山町の該当する区域は、「豊山町」限定となります。

(1) 登校前に暴風（雪）警報が発表された場合

- ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- イ 午前6時30分から午前11時までに、警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を始めます。
- ウ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休校とします。
※ 上記ア、イの場合でも、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨学校へご連絡ください。

(2) 登校後に暴風（雪）警報が発表された場合

- ア すぐに授業を中止し、児童等が安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校させます。
- イ 児童等が安全に帰宅できないと判断した場合は、校内で待機させ、危険が去ってから下校させます。または、緊急メール等で連絡し、引き渡し下校を行います。

2 集中豪雨等の場合（大雨洪水等の警報を含む）

(1) 登校前に集中豪雨等があった場合

- ア P T A委員の方は、学校と連絡を取り合い、児童生徒の安全な登校にご協力ください。
- イ なお、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨学校へご連絡ください。

(2) 登校後に集中豪雨等になった場合

気象情報や通学路の状況により安全を確認し、危険が去ってから下校させます。または、緊急メール等で連絡し、引き渡し下校を行います。

3 南海トラフ地震等に関連する情報発表の場合

(1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

- ア 児童生徒が在校中に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合は、授業、部活動等を中止し、安全が確認されるまで待機させます。また、状況に応じて、緊急メール等で連絡し、引き渡し下校を行います。
- イ 児童生徒が登下校中に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合は、学校職員及びP T A委員、保護者、地域の方の協力により速やかに帰宅させます。
- ウ 児童生徒が在宅中に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合は、家庭待機とします。その後の対応については、学校等からの情報をご確認ください。

(2) 地震による被害が出た場合

- ア 登校前に地震が発生した場合
 - 周辺の被害が大きく登校が困難な場合は、学校から連絡があるまで自宅で待機させてください。
 - 上記以外の場合、P T A委員の方は、学校と連絡を取り合い、児童生徒の安全な登校にご協力ください。
- イ 登校後に地震が発生した場合
 - 周辺の被害が大きく下校が困難な場合は、校内で安全を確保し、待機させ、引き渡し下校を行います。

4 その他

- (1) 上記以外の場合は、学校からの家庭待機の連絡がなく、通学路上の危険がない限り、登校させていただきます。
- (2) 電話による学校への問い合わせは、ご遠慮ください。
- (3) このお知らせは、ご家庭で保管され活用していただきますようお願いします。